

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分業許可申請の手引き

**令和8年1月
山形県**

本手引きにおいて、法令等を以下のとおり省略しています。

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
政令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
省令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
細則：山形県廃棄物の処理及び清掃に関する法律細則
指導要綱：山形県産業廃棄物の処理に関する指導要綱

改訂履歴

平成 22 年 5 月 1 日	策定
平成 27 年 3 月 2 日	改訂
平成 27 年 8 月 31 日	改訂
平成 28 年 4 月 1 日	改訂
平成 29 年 7 月 3 日	改訂
平成 29 年 8 月 24 日	改訂
平成 31 年 4 月 1 日	改訂
令和 8 年 1 月 5 日	改訂

目 次

1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可について ······	1
(1) 申請窓口	
(2) 山形市長の許可	
2 処分業許可申請を行う前に必要な手続きについて ······	2
(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議	
(2) 産業廃棄物処理施設設置許可	
(3) その他	
3 許可申請の流れ ······	4
(1) 許可申請書の提出	
(2) 審査	
(3) 標準処理期間	
(4) 許可証の交付	
4 許可基準 ······	5
(1) 施設に係る基準	
(2) 申請者の能力に係る基準	
(3) 欠格要件	
5 優良産廃処理業者認定制度 ······	9
(1) 制度の概要	
(2) 優良基準	
6 許可申請書の作成 ······	13
(1) 基本事項	
(2) 主な添付書類に関する留意事項	
7 許可取得後の各種手続き ······	18
(1) 更新許可	
(2) 変更許可	
(3) 変更届・廃止届	
(4) 許可証再交付	

(5) 欠格要件該当届出書	
(6) 処理困難通知	
8 処理基準	21
(1) 産業廃棄物の処分に関する処理基準	
(2) 特別管理産業廃棄物の処分に関する処理基準	
9 実績報告	22
10 保管場所の表示例・最大保管高さ	23

申請書記載例等

(1) 産業廃棄物処分業	25
(2) 特別管理産業廃棄物処分業	45
(3) 事業範囲の変更許可	52
(4) 変更届・廃止届	54
(5) 優良産廃処理業者認定関係書類	57
(6) 様式（データ）の入手方法	59
(7) 手続き窓口・問合せ先	60

申請書類チェック表

(1) 産業廃棄物処理業許可（法人の場合）	61
(2) 産業廃棄物処理業許可（個人の場合）	62
(3) 特別管理産業廃棄物処理業許可（法人の場合）	63
(4) 特別管理産業廃棄物処理業許可（個人の場合）	64
(5) 産業廃棄物処理業変更届・廃止届	65
(6) 特別管理産業廃棄物処理業変更届・廃止届	66
(7) 欠格要件	67
(8) 優良認定	68

1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可について

（1）申請窓口

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）の許可を受けなければなりません。（法第14条第6項又は第14条の4第6項）

山形県知事からこの許可を受けようとする者は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業許可申請書を作成し、山形県知事あて提出してください。書類の提出先は、県内に産業廃棄物の処理施設（以下「処理施設」という。）を有する業者は、処理施設の所在地（移動式の処理施設にあっては、事務所の所在地）を管轄する総合支庁環境課、移動式の処理施設のみを用いて県内で処分業を行おうとする県外の業者は、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課です。

申請書類に関する相談や書類の提出については、事前に以下の申請窓口に電話等で予約をするようお願いします。

申請窓口	住所	電話番号
山形県内に処理施設を有する場合（※）		
村山総合支庁環境課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8422
最上総合支庁環境課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1287
置賜総合支庁環境課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6034
庄内総合支庁環境課	東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4914
移動式の処理施設のみを用いて県内で処分業を行おうとする県外業者の場合		
循環型社会推進課	山形市松波2-8-1	023-630-2323

※申請者等が複数の処理施設を有する場合は、原則として主たる処理施設の所在地を所管する総合支庁環境課

（2）山形市長の許可

次の場合は、山形市長の許可が必要です。

許可を受けようとする場合は、山形市に御相談ください。

① 山形市内に処理施設を有する場合

山形市内に設置された処理施設で処分業を行う場合は、山形県知事の許可ではなく、山形市長の許可が必要になります。

② 移動式の処理施設を用いる場合

移動式の処理施設を用いて山形市内で処分業を行う場合は、山形市長の許可が必要です。また、山形市外でも処分業を行う場合は、山形県知事の許可も必要です。

山形市の問い合わせ先		
山形市廃棄物指導課	山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212 (内869)

2 処分業許可申請を行う前に必要な手続きについて

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前協議（指導要綱第17条）

① 産業廃棄物処分業として使用する処理施設を設置する場合には、あらかじめ産業廃棄物処理施設設置等事前協議書を提出し、山形県知事に協議しなければなりません。

指導要綱は、山形県の循環型社会推進課のホームページ「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」に掲載しています。

(https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/waste_recycle_info_top.html)

② 事前協議は、設置する処理施設が、次の「2(2) 産業廃棄物処理施設設置許可」の表に掲げる処理施設の場合には設置許可申請の前に、それ以外の処理施設の場合には産業廃棄物処分業の許可申請の前に行う必要があります。

③ 必要書類やその他詳細については、申請窓口に御相談ください。

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可（政令第7条）

次の表に掲げる処理施設（産業廃棄物処理施設）を設置する場合には、あらかじめ山形県知事から設置の許可を受けなければなりません。手続きの詳細については、申請窓口に御相談ください。

号	処理施設の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの 又は 200kg/時以上のもの 又は 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの 又は 200kg/時以上のもの 又は 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日を超えるもの 又は 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	全て
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全て
10の2	廃水銀等の硫化施設	全て
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全て
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全て
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	全て
12の2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	全て
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	全て
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設を除く。)	200kg/時以上のもの 又は 火格子面積が 2 m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場	全て

(3) その他

処分業を行うに当たり、関係する他の法令（建築基準法、都市計画法、国土利用計画法、文化財保護法、農地法、森林法、道路法、河川法、港湾法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、自然公園法、消防法など）の規制を受け、各法令に定める手続きが必要となる場合がありますので、事前に担当課に御確認ください。

3 許可申請の流れ

(1) 許可申請書の提出

- ① 許可申請書（3面1組）に必要な事項を「6 許可申請書の作成」及び「11 申請書記載例等」に従って記入し、必要な添付書類（「12 申請書類チェック表」を参照）を添えて、申請窓口にあらかじめ電話等で予約のうえ、1部直接窓口に提出してください。

また、控えは各自作成し、保管しておいてください。

申 請 書 の 種 類	
産業廃棄物処分業許可申請書	様式第8号
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	様式第14号

- ② 許可申請の際には、次の申請手数料が必要です。また、手数料は「[山形県収入証紙](#)」（各総合支庁又は県庁内の売店で購入することができます。）で納入してください。山形県収入証紙の購入方法については、あらかじめ申請窓口に確認してください。

(R8.1.5現在)

業の種類	新規	事業範囲変更	更新
産業廃棄物処分業	100,000円	92,000円	94,000円
特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	95,000円	95,000円

※手数料は変更になる場合がありますので、許可申請時に確認してください。

- ③ 更新許可申請は、2か月前から受け付けます。（1か月前までには更新許可申請の手続を完了してください。）

(2) 審査

申請内容が環境省令で定める許可基準に適合しているかどうかについて、書類審査及び現場検査を行います。

また、審査期間中に、申請書類の補正や追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 標準処理期間（行政手続法）

申請を受けてから審査を行い、その申請に対して許可（不許可）を出すまでの標準的な処理期間は60日です。

なお、申請書類の補正や、追加提出のために申請者が費やした期間は含まれないので、大掛りな補正がある場合や、補正や追加提出に時間を要した場合は60日を超えることがあります。

(4) 許可証の交付

審査の結果、許可申請内容が許可基準に適合しているときは、山形県知事から許可証が交付されます。

なお、許可しない場合には、別途、その旨を通知します。

4 許可基準

(1) 施設に係る基準(省令第10条の5第1号イ、2号イ、第10条の17第1号イ、2号イ)
次の基準に適合する施設が必要です。

【産業廃棄物処分業】

処分を業として行う場合（埋立処分を除く）

- ア 汚泥の処分を業として行う場合、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- イ 廃油の処分を業として行う場合、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- ウ 廃酸又は廃アルカリの処分を業として行う場合、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
- エ 廃プラスチック類の処分を業として行う場合、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、溶融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- オ ゴムくずの処分を業として行う場合、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- カ その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- キ 保管施設を有する場合、周囲に囲いを設け、表示(22頁)を行い、産業廃棄物が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講じた施設であること。

埋立処分を業として行う場合

- ク 埋立処分を業として行う場合、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

【特別管理産業廃棄物処分業】

処分を業として行う場合（埋立処分を除く）

- ア 廃油の処分を業として行う場合、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- イ 廃酸又は廃アルカリ(シアン化合物を含むものを除く)の処分を業として行う場合、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- ウ シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したものの処分を業として行う場合、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- エ 感染性産業廃棄物の処分を業として行う場合、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の付帯設備を備えたものを有すること。
- オ 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処分を業として行う場合、当該廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
- カ 廃水銀等の処分を業として行う場合、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他

の処理施設であって、廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたもの有すること。

キ 廃石綿等の処分を業として行う場合、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。

ク 水銀もしくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものとの処分を業として行う場合、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

ケ シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものとの処分を業として行う場合、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

コ 汚泥（キ及びクに該当するものを除く）の処分を業として行う場合、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。

サ その他の特別管理産業廃棄物の処分を業として行う場合、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な付帯設備を備えたものを有すること。

シ 保管施設を有する場合、周囲に囲いを設け、表示（22頁）を行い、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないよう必要な措置を講じ、かつ、他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

埋立処分を業として行う場合

ス 埋立処分を業として行う場合、特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。また、最終処分場の周縁の地下水について、定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

(2) 申請者の能力に係る基準

ア 知識及び技能（省令第10条の5第1号口(1)、2号口(1)、第10条の17第1号口(1)、2号口(1)）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有することが必要であり、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」を修了していることが必要です。なお、講習を受講する者については、原則として次のとおりです。

法人の場合：その代表者若しくは、その業務を行う法人の役員又は政令第6条の10に規定する使用人

個人の場合：申請者又は政令第6条の10に規定する使用人

なお、修了証の有効期間は新規許可講習会が5年間、更新許可講習会は2年間です。

イ 経理的基礎（省令第10条の5第1号口(2)、2号口(2)、第10条の17第1号口(3)、2号口(3)）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有することが必要です。

ウ 性状の分析を行う者（省令第10条の17第1号口(2)、2号口(2)）

特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物、廃石綿等以外）の処分を行う場合には、処分に必要な性状の分析を行う者が特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有していることが必要です、具体的には、次のいずれかに該当している必要があります

ます。

(平成4年8月31日 衛環第245号厚生省環境整備課長通知)

- (ア) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の過程又はこれに相当する過程を修めて卒業した後、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (イ) 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の過程又はこれに相当する過程を収めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者
- (エ) 上記(ア)～(ウ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者（環境計量士であって6ヶ月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有するなど）

(3) 欠格要件（法第14条第5項第2号）

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

法第14条第5項第2号

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

法第7条第5項第4号

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化構法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等处罚二関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化構法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化構法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化構法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化構法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

※ 法第7条第5項第4号イの業務を適切に行うことができない者とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

※ ニ及びホの政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者をいう。

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

② ①のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

5 優良産廃処理業者認定制度

(1) 制度の概要

- ① 平成 22 年の廃棄物処理法改正により、「優良産廃処理業者認定制度」が創設され、平成 23 年 4 月 1 日から運用を開始しました。
- ② この制度は、産業廃棄物の処理業に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（以下、「優良基準」といいます。）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「優良認定業者」といいます。）は、通常 5 年の許可の有効期間を 7 年に延長すること等の特例（メリット）を与えるとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。
- ③ 優良認定業者のメリットは、次のとおりです。
 - (I) 許可証等を活用した PR
優良認定業者であることが記載された許可証が交付されます（許可証に、優良のマークが記載されます）。
 - (II) 許可の有効期間の延長
許可の期間は、通常 5 年のところ 7 年に延長されます。これにより、許可の更新に関する事務負担低減につながります。
 - (III) 許可申請の際の添付書類の一部省略
許可の更新の申請や、事業範囲の変更許可の申請の際に、添付書類の一部を省略することができます。
省略することができる書類は、次のとおりです。
 - 【更新の許可申請の場合】
 - ・定款又は寄附行為
 - 【事業範囲の変更許可申請の場合】
 - ・直前 3 年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ・直前 3 年の法人税の納付すべき額及び納付済額を称する書類
 - ・定款又は寄附行為
- ④ 優良認定を受けることができる者は、既に産業廃棄物処理業の許可を受けて事業を行っている産業廃棄物処理業者です。新規で許可を取得する場合には、対象となりません。更新の許可の申請の際に、優良認定を受けるために必要となる書類と一緒に提出してください。

(2) 優良基準（省令第10条の4の2、第10条の16の2）

次の基準の全てを満たしている必要があります。

ア 従前の許可の有効期間において、特定不利益処分を受けていないこと。

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は~~及び~~第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取り消し（法第12条の7第10項）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

イ 次ページの表に記載する事項について、許可の更新の申請の日前6か月間（優良認定業者の場合は、従前の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、次ページの表に掲げる頻度で更新していること。

ウ ISO14001、エコアクション21等による認証を受けていること。

エ 電子マニフェストシステムに加入し、電子マニフェストが利用可能であること。

オ 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（自己資本比率）が零以上であること。

カ 法人の場合は、直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。又は前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に減価償却費の額を加えて得た額が零を超えること

キ 法人の場合は、直前3年の各事業年度における経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額の平均額が零を超えること。

ク 法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

ケ 廃棄物最終処分場について、積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

情報公表項目及び更新頻度

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集 運搬	処 分
1 事業者に係る情報	【法人】 ①名称(変更履歴含む) ②事務所又は事業場の所在地 ③設立年月日 ④資本金又は出資金(変更履歴含む) ⑤代表者・役員・使用人の氏名及び就任年月日 ⑥事業の内容(変更履歴含む)	(5)については、 1年に1回以上		
	【個人】 ①氏名 ②住所 ③事業の内容(変更履歴含む)	変更の都度		
2	事業計画の概要(他に許可を受けているものも含む)	変更の都度		
3	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度		
4	運搬施設に関する事項 ①運搬施設の種類及び数量、運搬車に係る低公害車の導入状況 ②積替え又は保管を行う場合は、積替え保管場所ごとの所在地、面積、産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)、保管の上限	1年に1回以上 変更の都度		
5	処理施設に関する事項 ①設置場所 ②設置年月日 ③当該施設の種類 ④処理する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む場合は、その旨を含む) ⑤処理能力 ⑥処理方式 ⑦構造・設備の概要 ⑧設置の許可を受けている場合は許可証の写し	変更の都度		
6	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		
7	公表日の属する月の前々月までの直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその内容を含む) ①産業廃棄物の種類ごとの受入量 ②処分方法ごとの処分量 ③情報公表日の属する月の前々月の末日ににおける産業廃棄物の保管量 ④処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び持出先の処分方法 ⑤産業廃棄物を再生する場合、持出先ごとの持出量及び持出先の利用方法	1年に1回以上		
8	①公表日の属する月の前々月までの直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの	1年に1回以上		

	受入量 ②公表日の属する月の前々月までの直前3年間の産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量		
9	①公表日の属する月の前々月までの直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの受入量(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその内容を含む)	1年に1回以上	
	②公表日の属する月の前々月までの直前3年間の産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその内容を含む)		
	③公表日の属する月の前々月までの直前3年間の処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその内容を含む)		
10	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	
11	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上	
12	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表(①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書、④個別注記表)	1年に1回以上	
13	処理料金の提示方法	変更の都度	
14	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)	
15	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	

6 許可申請書の作成

(1) 基本事項

- ① 許可申請書は、次の「(2) 申請書及び主な添付書類に関する留意事項」及び「11 申請書記載例等」を参考にして作成してください。なお、「12 申請書類チェック表」に掲げる書類の添付が必要です。
- ② 添付書類は、原則として日本産業規格A4の大きさに統一してください。
- ③ 申請書は1部提出です。控えは各自作成し、保管しておいてください。
- ④ 所定の様式に記載できない場合には、別紙を用いてもかまいません。その際、所定の欄には「別紙〇〇に記載のとおり」等、別紙記載であることが分かるように記入してください。
- ⑤ 行政書士でない者が書類の作成を業として行うことは、行政書士法及び他の法律で定めのある場合を除き、禁止されていますので注意してください。

(2) 申請書及び主な添付書類に関する留意事項

申請書・添付書類	留意事項
申請書（1～3面）	<p>【事業の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none">・処分の方法ごとに区分して取扱う産業廃棄物の種類を記入すること。処理施設の能力等により取扱う産業廃棄物が限定される場合には、法令で規定する産業廃棄物の種類の次に括弧書きでその限定するものを記入すること。 例：廃プラスチック類（廃発泡スチロール類に限る。） 汚泥（建設汚泥に限る。） <p>【事業場の所在地】</p> <ul style="list-style-type: none">・処理施設及び保管場所を設置している場所の所在地すべてを記入すること。 <p>【役員】</p> <ul style="list-style-type: none">・登記されている役員に限らず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者全てについて記入すること。

事業計画の概要を記載した書類	<p>【事業の全体計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う産業廃棄物の種類や処分方法などの事業の全体的な計画について記載すること。 <p>【処分する産業廃棄物の種類及び処分量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う産業廃棄物の種類全てについて、処分方法ごとに、予定する処分量、処分先を記載すること。 <p>【施設の概要、最終処分場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分業に使用する処理施設全てについて、概要を記載すること。 <p>【処分業務の具体的な計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入体制、受入方法、維持管理方法、稼働時間、処分体制、点検計画、災害防止計画等について記載すること。 <p>【環境保全措置の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間処理施設及び保管施設、最終処分場における、廃棄物の飛散及び流出防止措置、廃棄物の地下浸透防止措置、悪臭発散の防止措置、ねずみの生息及び蚊やねなど害虫の発生防止措置、汚水等により公共用水域及び地下水の汚染防止措置、石綿含有産業廃棄物の取り扱い方法などの環境保全措置の概要について記載すること。 <p>※（変更許可申請時の留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更部分だけでなく、変更のない部分も含めて記載すること。下線等により変更箇所を明記すること。
処理施設（保管施設含む）に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書（処理能力の算出根拠を明示するもの）を提出すること。（ただし、産業廃棄物処理施設設置許可を受けた施設の場合は、添付不要） ・設置場所の土地を含む不動産登記法第14条に規定する地図又は公図（いわゆる字限図）の写し（同図上に設置場所及び事業場の範囲を図示したもの）、土地又は建物の登記事項証明書、付近見取図を提出すること。 ・処理施設を独占的に使用することが出来る使用権原を有することが分かる売買契約書、納品書の写し、領収書の写し、所有者・担保設定者の承諾書等を提出すること。 ・所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有することを証する書類（賃貸借契約書の写し等）を提出すること。 ・各種証明書等は交付日から3か月以内のものであること。 ・保管場所は表示（22頁）を行い、処理施設の全景、建物内部、保管場所の表示が分かる写真（申請日の前3か月以内に撮影したもの）を提出すること。

法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 交付日から3か月以内のものであること。 定款には、「令和〇年〇月〇日時点の当社定款の原本と相違ない」旨裏書きすること。 登記事項証明書は、「<u>履歴事項全部証明書</u>」を添付すること。（注2）
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注1）	<ul style="list-style-type: none"> 証明書の交付日から3か月以内のものであること。 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）
住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し（<u>本籍の記載のあるもの</u>）（海外に居住する者で、住民票の添付が不可能である場合は、これに相当するもの）は、市町村から交付を受けた原本を添付すること。 交付日から3か月以内のものであること。 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）（注2） 個人番号（マイナンバー）は省略すること。
法人株主	<ul style="list-style-type: none"> 株主に法人がいる場合には、当該法人の登記事項証明書「<u>履歴事項全部証明書</u>」を添付すること。 交付日から3か月以内のものであること。 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）（注2）
講習会修了証の写し	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請に関する講習会修了証の写し（有効期間は5頁参照） 原則として、新規許可申請の場合は新規許可講習会の修了証の写しが必要。
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（3年分）	<ul style="list-style-type: none"> 直前3年分を添付すること。 過去3年間の当期利益金が全て赤字決算の場合または自己資本比率が全て1割以下の場合は、経理的基礎を有しているか判断する必要があるため、その原因と改善計画を記載した長期財務計画書を提出すること。 直前の決算において債務超過、かつ、直前3年間の当期利益金が全て赤字決算の場合、長期財務計画書に加え、中小企業診断士等第三者の経営診断結果の提出を求める場合があるので留意すること。 その他審査段階において、財務状況により、追加資料の提出を求める場合がある。
法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 法人税の確定申告書の写し（受付印など税務署に提出したことが分かるもの（電子申告している場合は、受信通知と申告データ出力分）。修正申告している場合は、修正申告に係るもの）及び税務署の発行する法人税納税証明書（直前3年分）の交付を受け提出すること。 証明書の交付日から3か月以内のものであること。

資産に関する調書及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 個人申請の場合のみ必要で、金融機関等の残高証明書、市町村役場が発行する資産証明書、所得税の確定申告書の写し（受付印など税務署に提出したことが分かるもの（電子申告している場合は、受信通知と申告データ出力分）。修正申告している場合は、修正申告に係るもの）及び税務署が発行する申告所得税の納税証明書（3年分）を提出すること。（「税額0円」でも必要） 確定申告書に使用した未償却残高から、調書に車両等の残高を記載した場合は、その写しを提出すること。 証明書の交付日から3か月以内のものであること。
処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> 処分後に生じる産業廃棄物（処分後に売却、自己利用する場合も含む）の処理方法を、自己処理、委託処理別に記入すること。中間処理・売却の場合は、用途や売却先等の具体的な方法を記入すること。
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> 性状の分析に必要な器具・分析機器類の種類、製造会社名及び型式等が記載された一覧表、機器類の仕様書等を提出すること。 分析室、分析器具・機器類の写真（申請日の前3か月以内に撮影したもの）を提出すること。
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 資格（6頁参照）を有することが分かる書類を提出すること。 学歴：卒業証明書等 資格：その資格に係る免許状の写し等 経験：従事内容及び従事期間に関する証明書や経歴書
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 申請者（法人・個人）のほか、役員、株主、使用人が欠格要件（8頁参照）に該当しないことを確認すること。 欠格要件の確認にあっては、「12申請書類チェック表」のうち「欠格要件該当チェックシート」を活用すること。

※その他許可申請に係る添付書類は、「12申請書類チェック表」を参考にしてください。

注1 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」（「登記されていないことの証明書」）とは、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。

総務省ホームページ <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>
交付申請留意事項

1 「登記されていないことの証明書」の交付申請に当たっては、本人が氏名、住所等直筆で記入してください。本人以外の請求は、その配偶者及び四親等内の親族等に限られ、代理人によって申請する場合には、申請書に請求権者が作成した委任状を添付する必要があります。

2 記入が済みましたら、申請書に収入印紙（法務局・地方法務局等で入手）300円（1通につき）を貼付し、山形地方法務局戸籍課若しくは東京法務局後見登録課に提出してください。

・窓口申請の場合 → 申請書を直接窓口に提出

住 所 → 山形地方法務局戸籍課

山形市緑町1-5-48（山形地方合同庁舎）

（☎023-625-1617）

・郵送申請の場合 → 返信用封筒（宛名を明記のうえ、110円切手を貼付したもの）を同封して下記へ送付する。

送付先 → 〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

（☎03-5213-1360）

3 証明書のオンライン請求も可能です。

※詳しくは、上記問合せ先に確認してください。

注2 「先行許可証を利用した添付書類の省略」

許可申請の際に、既に山形県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業、一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合には、当該許可に係る許可証の写しを提出することにより、添付書類の一部（住民票の写し、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書、誓約書）を省略することができます。

ただし、一定の条件があるほか、審査において必要と認められる場合には、書類の提出を求めることがあります。

【先行許可証として利用できる許可証】

- 受付時点で5年以内に、住民票の写し等を添付して許可を受けたものであること。
- 山形県知事発行のものであること。
- 更新の申請の場合には、当該先行許可に係るものではないこと（産業廃棄物処分業の更新申請の場合には、産業廃棄物処分業許可証でないこと）。
- 先行許可証を利用して添付書類を省略して受けた許可に係るものではないこと（許可証の下部に記載されている「許可証の提出の有無」の欄が、有となっていないこと）。

7 許可取得後の各種手続き

(1) 更新許可

許可の有効期間は5年間（優れた能力及び実績を有するものとして省令で定める基準（優良基準）に適合すると認められたものにあっては7年間）ですので、許可の有効期限日以降も引き続いて業務を行おうとする場合は、更新許可を受けなければなりません。更新許可を受けない場合は、有効期限日を経過すると許可が失効します。

また、更新許可申請は、有効期限日の2か月前から受け付けますので、あらかじめ更新講習会を受講し、早めに手続きを行ってください。

なお、申請書類の作成については、「6 許可申請書の作成」に準じて作成してください。許可申請書の様式・添付書類等は新規許可申請と同じですが、従前の許可証を申請時に返納してください。

(2) 変更許可

申請書の種類	
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	様式第10号
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	様式第16号

許可内容の「事業の範囲」を変更しようとする場合は、変更許可を受けなければなりません。変更許可を受けることなく、「事業の範囲」以外のことを行った場合には、無許可変更として罰則の対象となります。

「事業の範囲」の変更とは、①取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類を追加する場合、②新たな処分方法を追加する場合等があります。

この際、許可証の内容が変わりますので、現在交付されている許可証の原本を添付してください。

なお、申請書類の作成については、「6 許可申請書の作成」に準じて作成してください。

(3) 変更届・廃止届

届出書の種類	
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	様式第11号
特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書	様式第17号

省令で定める事項（下表参照）に変更があった場合には、変更の日から10日以内（法人の場合であって、法人の登記事項証明書の添付書類を要する場合は、30日以内）に変更届を提出しなければなりません。

また、事業の全部若しくは一部を廃止した場合は、廃止した日から10日以内に廃止届を提出しなければなりません。なお、廃止届の提出と同時に許可証原本も返納してください。

なお、届出を行わない場合や虚偽の届出をした場合には、罰則の対象となります。

変更事項	添付書類等
住所、氏名又は名称	<ul style="list-style-type: none">・現在交付されている許可証の原本・法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・法人の名称の変更には定款又は寄付行為・個人の場合は、住民票の写し（海外に居住する者で、住民票の添付が不可能である場合は、これに相当するもの）

法人の業務を行う役員 (取締役、監査役、相談役、顧問等) 及び政令で定める使用人、法定代理人、株主（出資者）	<ul style="list-style-type: none"> ・新任者がいる場合は、誓約書 ・新任者の住民票の写し、成年被後見人及被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・役員の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【ただし、記載事項に変更がある場合に限る】 ・代表者の変更の場合は許可証の原本 ・法定代理人の場合は、法定代理人であることを証する書類 ・使用人の場合は社内組織図 ・株主（出資者）が法人の場合は、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
事務所及び事業場の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の事務所及び事業場の付近見取図
事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	<ul style="list-style-type: none"> ・現在交付されている許可証の原本 ・写真（申請日の前3か月以内に撮影したもの） ・平面図等構造図、設計計算図、仕様書 ・設置場所の土地を含む不動産登記法第14条に規定する地図又は公図（いわゆる字限図）の写し（同地図上に設置場所を図示すること）、付近見取図及び土地の登記事項証明書、借用する場合は、賃貸契約書の写し ・処理施設を独占的に使用することが出来る使用権原を有することが分かる売買契約書、納品書の写し、領収書の写し、所有者・担保設定者の承諾書等を提出すること。 ・所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有することを証する書類（賃貸借契約書の写し等）を提出すること。
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類 学歴：卒業証明書等 資格：その資格に係る免許状の写し等 経験：従事内容及び従事期間に関する証明書や経歴書

（4）許可証再交付（細則第12条）

許可証を紛失又は汚損した場合は、再交付申請を行うことで許可証の再交付を受けることができます。

なお、汚損の場合はその許可証、紛失の場合は紛失理由書を添付してください。

また、再交付後に紛失した許可証を発見した時は、その許可証を返納してください。

（5）欠格要件該当届出書（規則第10条の10の3、第10条の24）

欠格要件（3～4頁）の法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るもの）を除く）、法第14条第5項第2号ハ～ホ（法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るもの）のいずれかに該当した場合には、該当してから2週間以内に、下記の事項を記載した届出書を提出してください。

ア 氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者の氏名

イ 産業廃棄物処理業の許可年月日、許可番号

ウ 欠格要件に該当した理由

エ 欠格要件に該当した年月日

(6) 処理困難通知（法第14条第13項、第14条の3の2第3項（第14条の6で準用する場合を含む）、第14条の4第13項）

現に委託を受けている（特別管理）産業廃棄物の処分を適正に行うことが困難となり又は困難となるおそれがあるような以下の対象事由に該当した場合には、事由が発生してから10日以内に、委託をした者に書面により通知しなければなりません。

通知する内容は、住所、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、事由の内容、事由の発生年月日です。

対象事由

- ア 処理施設において破損その他の事故が発生して使用できることにより、保管する（特別管理）産業廃棄物の数量が処分のための保管上限に達したとき
- イ 設置許可を受けた処理施設を休廃止したことにより、現に委託を受けている（特別管理）産業廃棄物を処分することができなくなったとき
- ウ 最終処分場の埋立処分が終了し、現に委託を受けている（特別管理）産業廃棄物を埋立処分することができなくなったとき
- エ 欠格要件（法第15条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イ又はチに係るもの）を除く）又は法第14条第5項第2号ハ～ホ（法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るもの）に該当したとき
- オ 法定代理人、役員又は使用人が精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難になったとき。
- カ 事業の停止命令、処理施設設置許可の取消し処分を受けたとき
- キ 産業廃棄物処理施設を設置している場合であって、改善命令又は措置命令を受け、処理施設を使用できない状態となり、保管する（特別管理）産業廃棄物の数量が処分のための保管上限に達したとき
- ク 法第14条の3の2第1項又は第2項の規定により許可を取り消された者で、当該許可にかかる産業廃棄物の収集、運搬又は処分を終了していないとき。

8 処理基準

(特別管理) 産業廃棄物の処分に当たっては、廃棄物の飛散流出の防止、騒音、振動、悪臭等による生活環境保全上の支障の防止のほか、以下の処理基準を遵守しなければなりません。

(1) 産業廃棄物の処分に関する処理基準（法第 14 条第 12 項（法第 12 条））

- ア 焼却を行う場合は、定められた焼却設備を用いて、定められた方法で行うこと。
- イ 熱分解を行う場合は、定められた熱分解設備を用いて、定められた方法で行うこと。
- ウ 石綿含有産業廃棄物の処分を行う場合には、環境大臣が定める方法（溶融、埋立、無害化処理）により行い、保管を行う場合には、その他の物と混合しないよう仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- エ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の処分を行う場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること。
- オ 水銀使用製品産業廃棄物であって水銀回収が義務付けられているもの、又は水銀含有ばいじん等であって環境省令で定める量の水銀を含む場合には、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- カ 特定家庭用機器産業廃棄物の処分を行う場合は、環境大臣が定める方法で行うこと。
- キ 埋立処分を行う場合は、埋立処分の基準を遵守すること。
- ク 産業廃棄物の保管を行う場合には、囲いを設け、表示を行い（22 頁）、最大保管高さ（23 頁）を遵守するとともに、産業廃棄物の数量が、原則として 1 日当たりの処理能力の 14 日分を超えない量とすること。

(2) 特別管理産業廃棄物の処分に関する処理基準（法第 14 条の 4 第 12 項（法第 12 条の 2））

上記（1）のア及びイに加え、以下の処理基準を遵守する必要があります。

- ア 廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物又は廃 PCB 等、PCB 汚染物若しくは PCB 処理物の処分を行う場合には、環境大臣が定める方法で行うこと。
- イ 廃石綿等の処分を行う場合には、環境大臣が定める方法（溶融、埋立、無害化処理）により行い、保管を行う場合には、その他の物と混合しないよう仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
- ウ 廃水銀等の処分を行う場合には、環境省令で定める量の水銀を含む場合には、大気中に飛散しないような必要な措置を講じ、かつ、あらかじめ環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。
- エ 埋立処分を行う場合は、埋立処分の基準を遵守すること。
- オ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、囲いを設け、表示を行い（22 頁）、最大保管高さ（22 頁）を遵守するとともに、産業廃棄物の数量が、1 日当たりの処理能力の 14 日分を超えない量とすること。その他の物と混合するおそれのないよう仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。
また、廃油又は廃 PCB 等、PCB 汚染物若しくは PCB 処理物、その他腐敗するおそれのある物を保管する場合には、高温防止、密封、腐食防止等の必要な措置を講ずること。

9 実績報告

山形県知事の許可を受けた者及び山形市長の許可を受けた者は、毎年 6 月 30 日までに前年度の処分実績を山形県知事あてに報告してください。報告様式は、山形県の循環型社会推進課のホームページ「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」
(https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/waste_recycle_info_top.html)から入手することができます。

10 保管場所の表示例、最大保管高さ

【保管場所の表示例】

産業廃棄物の保管場所には、次の要件を満たす保管場所であることの表示が必要です。

掲示板の寸法 60 cm以上×60 cm以上

- 表示すべき事項
- ①保管の場所である旨
 - ②保管する産業廃棄物の種類
 - ③管理を担当する課係名、連絡先電話番号
 - ④最大積み上げ高さ（屋外保管の場合）
 - ⑤保管可能量

産業廃棄物保管場所	
種類	(保管する廃棄物の種類)
管理者	株式会社○○○○○
連絡先	△○課 023-X X X-○△○△
最大積み上げ高さ	(屋外で容器を用いない場合)
保管可能量	□□m ³
関係者以外立入禁止	

60 cm以上

60 cm以上

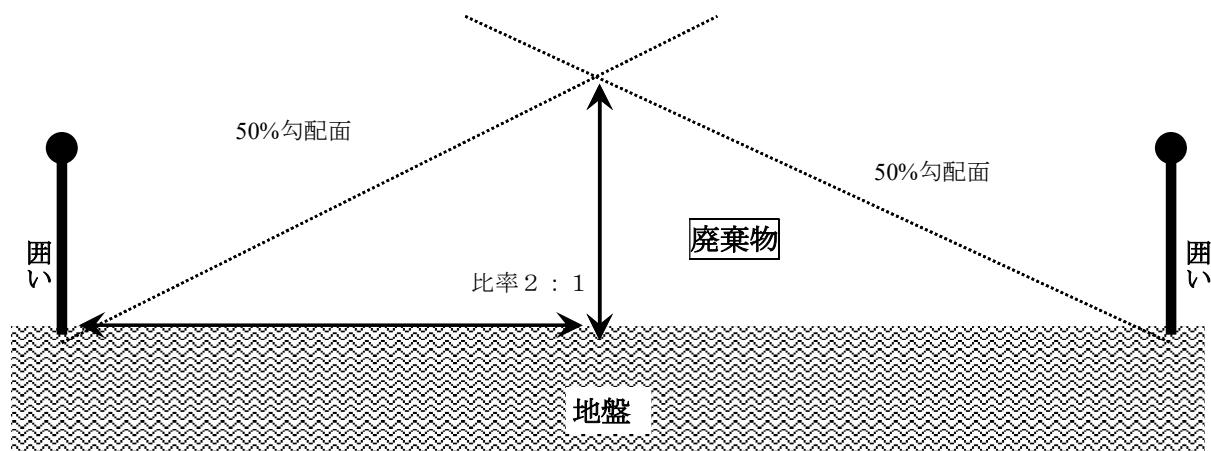
【最大保管高さ】

産業廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大保管高さ以下とすること。

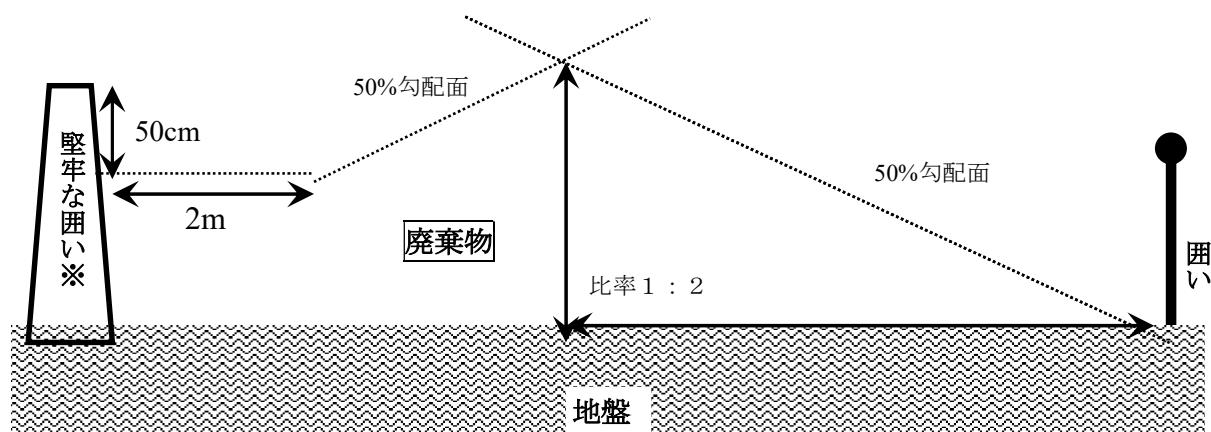
最大保管高さ

- (1) 囲いに直接接しない場合は、囲いの下端から勾配50%（水平方向2mに対し、高さ1m）以下とすること。
- (2) 囲いに接する場合は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下との高さとし、2m以上の内側は勾配50%以下とすること。

(1) 廃棄物が囲いに接しない場合



(2) 廃棄物が囲いに接する場合



※廃棄物の荷重に対し構造体耐力上安全であり、変形及び破損の恐れがないものであること

申請書記載例等

(1) 産業廃棄物処分業

様式第八号（第十条の四関係）

（第1面）

新規

更新

産業廃棄物処分業許可申請書

○○年○○月○○日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-00××

F A X 023-622-000×

Eメールアドレス Yamagata@○○.××.co.jp

燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さい・廃酸・廃アルカリのいずれかを含む場合には、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無がわかるように記入すること

書ききれない場合は別紙に記入し、添付すること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理 破碎処分：木くず、がれき類、廃プラスチック類

これらのうち、
石綿含有産業廃棄物であるもの、
水銀使用製品産業廃棄物であるもの
及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の取扱いがわかるように記入すること

事務所及び事業場の所在地

事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 主たる事務所の所在地

電話番号 023-622-000X Eメールアドレス Yamagata@○○.××.co.jp

事業場 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号

山形県米沢市金池七丁目1-50

電話番号 023-633-×000

0238-26-□×××

処理施設及び保管施設を有する場所の所在地すべてを記入すること

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり

保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げができる高さ

別紙「保管場所の概要」に記載のとおり

事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり

※事務処理欄

申請に関する問い合わせ先

行政書士が提出する場合は、行政書士の連絡先

担当者連絡先

氏名 山形次郎

電話番号 023-622-00××

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本産業規格 A列4番)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号	都道府県・市区名	許可番号
	山形県	00605△△△△△△△
	宮城県	申請中（〇月〇日提出）
		申請中の場合も記入すること。県内の産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業も含むこと。

申請者（個人である場合）

氏名	生年月日	本	籍
		住	所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住	登記事項証明書どおり記入すること	所
株式会社○×環境	山形県山形市〇〇町〇丁目〇番〇号		

法定代表人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本	法定代理人がいる場合に記入すること
		住	籍

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住	登	所

役員（法定代表人が法人である場合）

（ふりがな） 役員と同等以上の支配力を有する者すべてを記載すること	呼称	本	籍
		住	所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	生年月日	本	籍
		住	所
くれない はなこ 紅 花子	昭和〇〇年〇月〇日	山形県西村山郡河北町〇〇875番地	
	代表取締役社長	山形県山形市〇〇町8丁目7番5号	
みかわ けんいち 三川 健一	昭和〇〇年〇月〇日	山形県東田川郡三川町大字〇〇3番地	
	取締役	山形県東田川郡三川町大字〇〇3番地	
くれない しゅうほう 紅 秀峰	平成〇〇年〇月〇日	山形県西村山郡河北町〇〇875番地	
	取締役	山形県山形市△×町二丁目5番2号	
たかはた みつき 高畠 三樹	昭和〇〇年〇月〇日	山形県東置賜郡高畠町□□3番地	
	監査役	山形県東置賜郡高畠町△△町3番3号	
はえ めきぞう 羽江 實造	昭和〇〇年〇月〇日	山形県米沢市〇×町5番地	
	相談役	山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号	

略字等を使用せず、住民票どおり記載すること

住民票のとおり記入すること

株式会社の場合に記入すること

(第3面)

組合等の場合に記入すること

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	500 株		出資の額	5,000,000円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額 割 合	本 籍 住 所	
くれない 紅 花子	昭和〇〇年〇 月〇日	250株 50%	山形県西村山郡河北町〇〇875番地 山形県山形市〇〇町8丁目7番5号	
はえ 羽江 實造	昭和〇〇年〇 月〇日	100株 20%	山形県米沢市〇×町5番地 山形県新庄市〇〇町二丁目5番1号	
かぶしきがいしゃわかわまる 株式会社雪若丸		150株 30%	山形県山形市十日町一丁目6番6号	
法人株主も記入すること 登記事項証明書に記載の とおり記入すること		氏名、生年月日、本籍、住所は、略字等を使用せず、 住民票に記載のとおり記入すること		

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 役職名・呼称	籍 住 所

備 考

- 1 ※欄は記入しないこと
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

山形県内一円の建設工事現場において生ずる木くず及びがれき類、山形県内一円の工場で発生する廃プラスチック類を、排出事業者との委託契約に基づき、破碎施設を用いて破碎処分を行う。破碎処分した木くず及びがれき類はそれぞれ燃料チップ、再生碎石として売却し、有償譲渡できない場合は産業廃棄物として法に基づき処理委託する。破碎処分した廃プラスチック類は法に基づき焼却処分委託する。

一般廃棄物を含まないこと

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

(特別管理) 産業廃棄物 の種類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1 木くず	100 t/月	固形状	県内一円建設現場	破碎処分	(株)○×環境 村山リサイクルセンター 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号
2 廃プラスチック類	10 t/月	固形状	○△製作所(株) 山形県山形市○○二番町12-32	破碎処分	(株)○×環境 米沢事業所 山形県米沢市金池七丁目1-50
3 がれき類	500 t/月	固形状	県内一円建設現場	破碎処分	(株)○×環境 山形リサイクルセンター 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号
4					中間処理、最終処分する 自社処分場を記載すること
5			できるだけ具体的に記載し、特定 できない場合は県内一円事業場 等でも可		
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 施設の概要

処理施設ごとに作成
すること

処理施設の種類	木くずの破碎施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号
設置年月日	<p>平成26年12月20日 許可年月日 平成26年4月1日 許可番号 村山第219-〇〇号</p> <p>設置許可を受けて いる場合は、設置の 許可年月日及び許 可番号も記載する こと。</p>
処理能力	10トン／日（8時間）
廃棄物の種類	木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式 ホッパー、2軸破碎機、ベルトコンベア</p> <p>(2) 設備の概要 ・設備の名称 破碎機 ・製品名 ○○クラッシャー ・型番 ZX1110 ・製造元 株○○○○</p>
環境保全設備の概要	<p>騒音振動防止のため、屋内設置 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を 防止するために破碎機部分と排出部分の2箇所 に散水装置を設ける。 散水装置はノズル式で、○○クラッシャーの 付帯設備。</p>

3. 施設の概要

処理施設の種類	がれき類の破碎施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目2番1号
設置年月日	平成26年8月1日 許可年月日 平成25年11月15日 許可番号 村山第219-××号
処理能力	200トン／日（8時間）
廃棄物の種類	がれき類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式</p> <p>ホッパー、ジョークラッシャー、振動篩 ベルトコンベア</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の名称 破碎機 ・製品名 □□クラッシャー ・型番 KY-324× ・製造元 (株)○○○○
環境保全設備の概要	<p>破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために破碎機及び振動篩、ベルトコンベアの3箇所に散水装置を設置する。</p> <p>騒音・振動・粉じん防止のため、振動篩は屋内に設置する。</p> <p>保管施設は、粉じん飛散防止のため散水装置を設置する。</p>

3. 施設の概要	
処理施設の種類	破碎施設
設置場所	山形県米沢市金池七丁目 1－50
設置年月日	平成28年2月1日
処理能力	3.8トン／日（8時間）
廃棄物の種類	廃プラスチック類
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式 ミキサーせん断、サイクロン</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の名称 粉碎機 ・製品名 ○○ミキサー ・型番 ○○Ⅱ12XY ・製造元 ○○○○(株)
環境保全設備の概要	粉じんはサイクロンで捕集する。 騒音・振動・粉じん防止のため、屋内に設置する。

4. 最終処分場

該当がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出すること

最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

（1）処分を行う時間及び休業日

時間：月曜日から土曜日までの午前8時から午後5時までのうち8時間稼動
(正午から午後1時まで休憩)

休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他夏季休暇等の当社指定日

（2）処分業務の受託及び計画

- ① 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 受け入れた産業廃棄物は産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

（3）受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか目視で確認する。また、石綿含有産業廃棄物でないことを書類等により確認する。確認の結果、処理できないものは受入れを拒否する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

（4）設備・機器の点検検査計画

別紙「点検簿」のとおり実施する。点検結果は5年間保存する。

処理施設は、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受け、その結果を書面で保存する。検査結果は、5年間保存する。

（5）日常の管理体制

別紙「組織体制」のとおり。異常が生じた場合は、直ちに施設を停止させ、原因究明を行う。原因が判明して改善されるまでの間は、施設は稼動しない。

（6）災害防止計画

① 災害、事故発生の防止計画

設備等の日常点検、定時の巡回等を徹底する。また、運転管理マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底し知識技能の向上を図る。

② 災害等発生時の対応方法

直ちに施設の稼動を停止し、作業員の人命確保、安全確認を行う。統括責任者に連絡すると共に所要な措置を講じる。また、③の緊急連絡系統図に従い関係機関に連絡し、指示を受ける。

③ 災害等発生時の緊急連絡系統図

別紙「緊急連絡系統図」のとおり

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5人	0人	0人	4人	7人	6人	0人	22人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

①木くずの破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いて木くずを投入するときは、適正量とし、飛散することないようにする。

建物内に設置し外壁で囲い、騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

破碎物が雨水等による汚水を発生しないように、建物内に保管する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

② がれき類の破碎施設

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。破碎機の投入口にバックホーを用いてがれき類を投入するときは、適正量とし、飛散することないようにする。騒音・振動・粉じん飛散防止のため、破碎機は外壁を覆うとともに篩は屋内に設置する。また、床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

散水装置を設け、粉じんの発生を防止する。

③破碎施設（廃プラスチック類）

破碎機の上部に飛散防止ガードを設けて飛散を防止する。床面がコンクリートで舗装された建物内に設置し、騒音・振動発生を防止する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

次の事項について記載すること。

- ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置
- イ 処分に伴う悪臭の防止措置
- ウ 処分に伴う騒音の防止措置
- エ 処分に伴う振動の防止措置
- オ その他生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

次の事項について記載すること。

- ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置
- イ 廃棄物の地下浸透の防止措置
- ウ 悪臭発散の防止措置
- エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
- オ 汚水による公共用水域及び地下水の污染防治措置
- カ 石綿含有産業廃棄物とその他の物との混合防止措置
- キ その他

(2) 保管施設において講ずる措置

木くず及び廃プラスチック類は建屋内に保管し、床面をコンクリート製とし、飛散・流出及び地下浸透を防止する。また、貯留した雨水が保管施設に侵入しないように施設内の底面を一段高くする。

がれき類は周囲に囲いを設け、飛散流出を防止する。

ねずみ等が発生した場合は直ちに駆除する。また、毎日業務終了時に点検及び清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管はない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

保管場所の概要			
産業廃棄物の種類	木くず (破碎処分)	がれき類 (破碎処分)	廃プラスチック類 (破碎処分)
所在地	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県米沢市金池七丁 目1-50
面積 (縦×横)	400m ² (10m×40m)	400m ² (20m×20m)	50m ² (10m×5m)
処分等のための 保管上限	140トン (254.6m ³ 、比重0. 55)	5600トン (3783.8m ³ 、比重 1.48)	53.2トン (152m ³ 、比重0.3 5)
積み上げること ができる高さ	屋内(2.5m)	3m	屋内(1.5m)
周囲の囲いの方法	建屋内の側壁による	鉄製フェンス	建屋内の側壁による
掲示板の設置箇所	建物の出入口	搬出入口	建物の出入口
保管方法(屋内 、屋外、容器)	屋内	屋外	屋内
底面構造、側面 構造、天井構造	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで コンクリート、1. 5mから天井ま でメッキ鋼板の 三方壁 天井：折板屋根	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで 鉄製フェンス	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根

中間処理後物の保管場所の概要			
産業廃棄物の種類	木くずチップ (破碎処分後)	がれき類（再生骨材） (破碎処分後)	廃プラスチック類 (破碎処分後)
所在地	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県村山市楯岡笛田 三丁目2番1号	山形県米沢市金池七丁 目1-50
面積	100m ²	200m ²	80m ²
最大保管量	200m ³	2000m ³	80m ³
積み上げること ができる高さ	屋内(2.5m)	3m	屋内(1.5m)
周囲の囲いの方法	建屋内の側壁による	鉄製フェンス	建屋内の側壁による
保管方法（屋内 、屋外、容器）	屋内	屋外	屋内 トンバッカ袋詰め梱包
底面構造、側面 構造、天井構造	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根	底面：一面コンクリート 側面：腰壁1.5mまで 鉄製フェンス	底面：一面コンクリート 側面：合板の三方壁 天井：折板屋根

誓 約 書

申請者は、確認チェック表を活用し、項目毎について確認するとともに、役員全てに欠格要件に該当しないことを確認したうえで誓約すること。

申請者（届出者）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
名 称 株式会社 ○×環境
代表者 代表取締役 紅 花子

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
内訳	金額（千円）	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	本申請書記載の施設等を用いて現在事業を営んでおり、許可取得にあたり新たな資金を必要としません。	
土 地	10, 000	更新許可申請、同種の許可を既に持つなど、事業に必要な施設を既に保有していて、新規の設備投資が必要でない場合は、余白に記載。
事 務 所	5, 000	
処理施設	90, 000	
保 管 場 所	1, 000	
維持管理費用	5, 000	
新たな設備投資がある場合は該当欄に記載		
調 達 方 法	自己資金	50, 000
	借 入 金	61, 000
	(借入先名)	□□銀行
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	普通預金	1	2, 000
有価証券	保険積立金	1	400
未収入金			0
売掛金			0
受取手形			0
土地	山形市〇〇町一丁目1 -2	500m ²	20, 000
建物	事務所	1	5, 000
備品			0
車両	貨物トラック	1	8, 000
その他	処理施設		20, 000
			所得税確定申告で用いる固定資産台帳の未償却残高から転記
資 产 計			55, 400
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	銀行借入	1	3, 000
短期借入金	銀行借入	1	2, 000
未払金			0
預り金			0
前受金			0
買掛金			0
支払手形			0
その他			0
			取引金融機関の残高証明書から転記
負 債 計			5, 000

発生する産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
処分後に売却するものも記載すること。

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類

処分後の産業廃棄物の種類	木くず	
発 生 量 (t/月又はm3/月)	100 t／月	
処 理 方 法	自 己 处 理 委 託 处 理	(処分場所) (処分業者名) 株庄内環境産廃 (所在地) 山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却	
	中間処理、売却の場合は具体的な方法 (株)××製紙に燃料用チップとして売却 売却できないものは、焼却処分委託	
備考	処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

(日本工業規格 A列4番)

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類	
発生量 (t/月又はm3/月)	450 t／月	
処理方法	<p>自己処理</p> <p>委託処理</p>	<p>(処分場所) (処分業者名) 株庄内環境産廃</p> <p>(所在地) 山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1</p>
	<p>埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>再生碎石として建設業者に売却 売却できないものは、埋立処分委託</p>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	金属くず	
発生量 (t/月又はm3/月)	50t/月	
処理方法	自己処理 委託処理	(処分場所) (処分業者名) (所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法 スクラップ業者に売却</p> </div>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

処分後の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類		
処分後の産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
発生量 (t/月又はm3/月)	10t/月	
処理方法	<p>自己処理 委託処理</p>	<p>(処分場所) (処分業者名) 株庄内環境産廃 (所在地) 山形県東田川郡三川町大字横山 字袖東19-1</p>
	<p>埋立処分　　海洋投入処分　　中間処理　　売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法 廃プラスチック類は、焼却処分委託する</p>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。		

更新許可申請、変更許可申請の場合であって、変更がないときに省略できる添付書類について説明する書類の記載例

省略する添付書類の一覧表

省略する添付書類の種類	省略の理由
1 容器等の写真	1～3 変更がないため省略します。
2 処理施設に関する図面、写真、付近見取図、設計計算書	
3 処理施設に関する公団、土地の登記事項証明書、土地建物の賃貸借契約書、施設の所有権を有する書類	<p>省略する理由を記載する。 種類ごとに理由が異なる場合は、それぞれ記入する</p> <p>賃貸借契約書、使用承諾書など、以前提出した書類の名称を具体的に記載する</p>

年　月　日

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
名 称 株式会社 ○×環境
代表者 代表取締役 紅 花子

(2) 特別管理産業廃棄物処分業

様式第十四号（第十条の十六関係）

（第1面）

新規 · **更新**

特別管理産業廃棄物処分業許可申請書

○○年○○月○○日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 023-622-00xx

FAX 023-622-0000x

Eメールアドレス Yamagata@○○.xx.co.jp

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の規定により、特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	中間処理 焼却処分 最終処分 埋立処分 感染性産業廃棄物 廃石綿等	特定有害産業廃棄物を含む場合は、含まれるものを全て記入する 書ききれない場合は別紙に記入し、添付すること
主たる事務所の所在地 事務所及び事業場の所在地 処理施設及び保管施設の所在地	事務所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 電話番号 023-622-00XX Eメールアドレス Yamagata@○○.XX.co.jp	
	事業場 山形県村山市樋岡笛田三丁目2番1号 電話番号 0237-52-0000	
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり	
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限及び積み上げができる高さ	別紙「保管場所の概要」に記載のとおり	
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「処分施設の概要」のとおり	
※事務処理欄	申請に関する問合せ先。行政書士が作成する場合は行政書士の連絡先(氏名及び職印)	

担当者連絡先

氏名 山形次郎

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

電話番号 023-622-00xx

（日本工業規格 A列4番）

第2面、第3面は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

(事業の範囲を別紙とする場合の記載例 1)

別紙

事業の範囲

油水分離処分	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
焼却処分	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）
	感染性産業廃棄物
溶融処分	燃え殻及びばいじん（ダイオキシン類を含むことのみにより有害であるもの）
最終処分	廃石綿等

(第一面)

事業計画の概要を記載した書類

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

山形県内一円の排出事業者から排出される特別管理産業廃棄物である廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）及び感染性産業廃棄物を、排出事業者との委託契約に基づき、焼却施設を用いて焼却処分を行う。

焼却処分で生じる燃え殻及びばいじんは、法に基づき処理委託する。

山形県内一円の石綿建材除去事業で発生する特別管理産業廃棄物である廃石綿等を、排出事業者との委託契約に基づき、管理型最終処分場で埋立処分を行う。

一般廃棄物を含まないこと

2. 処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等

(特別管理)産業廃棄物の種類	処分量(t/月又はm ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地(処分場の名称及び所在地)
1 廃油	25 t／月	液状	○△製作所㈱ 山形県山形市〇〇 二番町12-32	焼却処分	㈱〇×環境 村山事業場 村山市楯岡笛田三丁目2-1
2 感染性産業廃棄物	500 t／月	固形状	病院、医療機関	焼却処分	㈱〇×環境 村山事業場 村山市楯岡笛田三丁目2-1
3 廃石綿等	30 m ³ ／月	固形状	石綿建材除去事業現場等	管理型埋立	㈱〇×環境 村山最終処分センター 村山市楯岡笛田三丁目2-1
4					
5			できるだけ具体的に記載し、特定できない場合は県内一円事業場等でも可		中間処理、最終処分する自社処分場を記載すること
6					
7					
8					

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

処理施設ごとに作成
すること

3. 施設の概要

処理施設の種類	焼却施設
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目 2-1
設置年月日	平成26年12月1日 許可年月日 平成25年6月10日 許可番号 第217-×号
処理能力	8トン／日（8時間）
廃棄物の種類	廃油、感染性産業廃棄物
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>(1) 処理方式 ロータリーキルン、バグフィルター</p> <p>(2) 設備の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の名称 ××× ・製品名 □□□ ・型番 △△△ ・製造元 (株)○○○○
環境保全設備の概要	感染性産業廃棄物専用保冷庫及び防油堤設置 水冷循環使用による排水なし バグフィルターの設置、消石灰・活性炭吹き込み 誘引ファンの屋内設置

4. 最終処分場

最終処分場の種類及び名称	管理型最終処分場 (株)〇×環境 村山最終処分センター)
設置場所	山形県村山市楯岡笛田三丁目 2-1
設置年月日	平成22年4月1日 許可年月日 平成20年5月1日 許可番号 第216-×号
最終処分場の規模等	面積 10,000m ² 埋立容量 500,000m ³
埋立対象廃棄物の種類	廃石綿等
構造及び設備の概要	セル方式埋立 擁壁、土堰堤 五重遮水シートの設置 浸出水処理施設 処理方式：凝集沈殿、接触ばつ気、活性炭吸着、脱窒素 処理能力：80 m ³ /日
放流水の水質等	pH 5.8~8.4 BOD 40mg/L以下 COD 40mg/L以下 SS 30mg/L以下 その他項目 基準省令の「排水基準等」遵守
その他環境保全対策	場内への雨水流入を防ぐため、ゴムシートによるキャッピングを行い、処分場外周に雨水排水路を設置する。 ガス抜き管の設置 即日覆土により悪臭発生、飛散流出を防止

5. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

（1）処分を行う時間及び休業日

時間：最終処分場は月曜日から土曜日の午前8時から午後5時までのうち8時間稼動
焼却施設は月曜日から土曜日までの24時間稼動

休業日：日曜日、祝日、年末年始、その他夏季休暇等の当社指定日

（2）処分業務の受託及び計画

- ① 排出者から産業廃棄物の処分を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真・分析結果等の提出を求めるなどにより、処理受託能力及び許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。必要に応じて排出元の確認を行い、適正処理の確保に万全を期すこととする。
- ② 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受けれる。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ③ 受け入れた産業廃棄物は、産業廃棄物処理基準に従い処分業務を行い、処分終了後は必要事項を記載し産業廃棄物管理票の写しを排出者に送付するとともに、5年間保存する。処理に関する帳簿を事業場ごとに作成し備え付け、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。

（3）受入れ廃棄物の性状確認及び計量方法

① 性状の確認方法

委託契約書に記載した受入れ廃棄物に関する情報や「廃棄物データシート」に記載された情報等に相違ないか目視で確認する。性状に関する分析結果は処理受託前及び処理受託後に年1回以上求める。また、年4回以上抜取検査を行い、自社の分析室で分析を行い確認する。

② 計量方法

事業場内にある電子式トラックスケールを使用し計量する。

（4）設備・機器の点検検査計画

別紙「点検簿」のとおり実施する。点検結果は5年間保存する。

処理施設は、年1回以上、製造メーカーのメンテナンスを受ける。検査結果は、5年間保存する。

（5）日常の管理体制

別紙「組織体制」のとおり。異常が生じた場合は、直ちに施設を停止させ、原因究明を行う。原因が判明して改善されるまでの間は、施設は稼動しない。

（6）災害防止計画

① 災害、事故発生の防止計画

設備等の日常点検、定時の巡回等を徹底する。また、運転管理マニュアルを策定し、作業従事者に周知徹底し知識技能の向上を図る。

② 災害等発生時の対応方法

直ちに施設の稼動を停止し、作業員の人命確保、安全確認を行う。統括責任者に連絡すると共に所要な措置を講じる。また、③の緊急連絡系統図に従い関係機関に連絡し、指示を受ける。

③ 災害等発生時の緊急連絡系統図

別紙「緊急連絡系統図」のとおり

従業員数内訳

× × 年 × × 月 × × 日現在

申請者又は 申請者の登 記上の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の6 に規定する使用人	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4 人	0 人	1 人	2 人	10 人	3 人	2 人	22 人

6. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

屋内でピットクレーン式により投入し、悪臭発生・飛散流出を防止する。

感染性廃棄物は、専用の保管場所から専用の投入ラインで定量ずつ投入する。

誘引ファンは、建物内に設置し外壁で囲い、騒音を防止する。

床面をコンクリートで舗装し振動を防止する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

(2) 保管施設において講ずる措置

廃油タンクの周囲には、防油堤を設置するとともに床面を耐油性材料で覆い、飛散・流出及び地下浸透を防止する。

消防設備及び消火器を設置する。

ねずみ等が発生した場合は、直ちに駆除する。また、毎日業務終了時に点検及び清掃を行い構内の清潔を保持し悪臭を防止する。

保管場所には、見やすい位置に掲示板を設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。

保管の高さ、保管数量の上限を超えて保管しない。保管施設以外の場所に保管しない。

保管施設の破損等を発見した場合には、速やかに補修を行う。

このほか、保管基準を遵守して保管する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

廃石綿等は、固型化、薬剤による安定化その他に準ずる措置を講じ、耐水性の材料で二重に梱包された状態で、分散しないように埋立地内の一定の場所において埋め立て、埋立地外に飛散し、及び流出しないよう、その表面を土砂ですぐに覆う。

最終処分場内に異状等を発見した場合には、速やかに対応する。

(3) 事業範囲の変更許可

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒997-1392

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 023-622-〇〇××

FAX 023-622-〇〇〇×

EメールアドレスYamagata@○○.×.co.jp

該当しない方に取消し線を記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、

産業廃棄物収集運搬業

の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請
産業廃棄物処分業
します。

許可の年月日及び許可番号	平成29年 2月15日 第00600000000号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	<p>別添許可証記載のとおり 水銀使用製品産業廃棄物を含まない 水銀含有ばいじん等を含まない 石綿含有産業廃棄物を含まない</p> <p>許可申請の際に記載した とおり事業範囲を記載 するのも可</p>
変更の内容	中間処理（焼却処分） 廃プラスチック類、木くず の追加 これらのうち、 特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり 変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり
※事務処理欄	申請に関する問い合わせ先。行政書士が作成する場合は、行政書士の連絡先(氏名及び職)
担当者連絡先	山形次郎 電話番号 023-622-〇〇×× 住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

（日本工業規格 A列4番）

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者

〒990-0031

住所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
株式会社 ○×環境

氏名 代表取締役 紅 花子

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 023-622-〇〇××

FAX 023-622-〇〇〇×

Eメールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

該当しない方に取消し線を記載

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の規定により、
特別管理産業廃棄物収集運搬業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて
特別管理産業廃棄物処分業
 申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）	<p>焼却処分 廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）</p>
変更の内容	焼却処分（感染性産業廃棄物）の追加
変更理由	事業の拡大のため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	<p>別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	<p>別紙「事業計画の概要を記載した書類」に記載のとおり</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>
※事務処理欄	<p>申請に関する問合せ先。行政書士が作成する場合は、行政書士の連絡先(氏名及び職印)</p> <p>変更後のすべての内容について記入 (変更部分だけの記入としないこと)</p>

担当者連絡先 氏名 山形次郎 電話番号 023-622-〇〇××
 住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

第2面、第3面、事業計画等は掲載を省略。産業廃棄物処分業の記入例を参考のこと

(4) 変更届・廃止届

様式第十一号（第十条の十関係）

産業廃棄物処理業 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当しない方に取消し線を記載</div> 山形県知事 吉村 美栄子 殿	廃止 届出書 変更 ○○年○○月○○日	
申請者 〒990-0031 住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号 氏 名 株式会社〇×環境 代表取締役 紅 花子 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 023-622-00xx F A X 023-622-000x Eメールアドレス Yamagata@○○.xx.co.jp		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">該当しない方に取消し線を記載</div> ○○年○○月○○日付け第00621△△△△△△△号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の 廃止 事項について 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する 同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	新 事務所の所在地変更 山形県山形市○町一丁目1番地 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">書ききれない場合は別紙に記入し添付</div>	旧 山形県山形市△町二丁目2番地 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人</div>
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(ふりがな)</div> 名 称 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する</div> 所		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">(ふりがな)</div> 氏 生 年 月 日 本 稷 役職名・呼称 住 所		
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">役員・株主等に増減がある場合は、別紙参照のうえ、新旧役員・株主等について変更の状況を記入し、添付</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">役員・株主・出資者・使用人の変更、法定代理人の変更は、この欄に記入する</div>		
廃止又は変更の理由	事務所の移転による	
備考		
1. この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2. 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

担当者連絡先

氏 名 山形次郎

電話番号 023-622-00xx

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物処理業
届出書

廃止

変更

〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

申請者 〒990-0031
 住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号
 氏 名 株式会社 ○×環境
 代表取締役 紅 花子
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 023-622-〇〇×
 F A X 023-622-〇〇〇×
 Eメールアドレス Yamagata@〇〇.××.co.jp

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇六〇△△△△△△号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る
廃止

以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用
変更
する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		役員、株主、法定代理人、出資者、政令で定める使用人
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名 称	法定代理人・株主・出資者が法人の場合、この欄に記入する	
かぶしきかいしゃながさかんきょう 株 式 会 社 花 笠 環 境	山形市松波二丁目8番1号	
(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本
	役職名・呼称	住
てんどう まさき 天 童 将 樹 (就任)	平成〇〇年〇月〇日	山形県天童市〇〇町二丁目21番
	取締役・株主	山形県天童市〇〇町二丁目21番3号
さがえ ちえり 寒河江 チエリ (就任)	昭和△△年△月△日	山形県寒河江市大字△△6番地
	寒河江支店長	山形県寒河江市大字△△6番10号
変更がある者について記載する。 役員・株主等に増減がある場合は、新旧役員・株主等について変更の状況を記入し、添付		
廃止又は変更の理由	株主総会決議及び寒河江支店開設による	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

担当者連絡先

氏 名 山形次郎

電話番号 023-622-〇〇××

住 所 山形県山形市十日町一丁目6番6号

(日本工業規格 A列4番)

役員新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任 退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
代表取締役	くれない 紅 花子	代表取締役	くれない 紅 花子		
取締役	みかわ けんいち 三川 健一	取締役	みかわ けんいち 三川 健一		
取締役	くれないしゅうほう 紅 秀 峰	取締役	くれないしゅうほう 紅 秀 峰		
取締役	てんどう 天童 審楨			〇〇年〇月〇日	就任
監査役	たかはた 高畠 みつき 高畠 三樹	監査役	たかはた 高畠 みつき 高畠 三樹		
相談役	はえ 羽江 實造	相談役	はえ 羽江 實造		

株主新旧対照表

新		旧		変更年月日	
発行済み株式の総数：700株		発行済み株式の総数：500株			
保有する株式の 数又は出資の金 額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称	保有する株式の 数又は出資の金 額 及びその割合	(ふりがな) 氏名または名称		
350株 50%	くれない 紅 花子	250株 50%	くれない 紅 花子		
100株 14%	はえ 羽江 實造	100株 20%	はえ 羽江 實造		
150株 22%	かぶしきかいしゃゆきわかまる 株式会社雪若丸	150株 30%	かぶしきかいしゃゆきわかまる 株式会社雪若丸		
50株 7%	かぶしきかいしゃ 株式会社 はながきかんきょう 花笠環境			〇〇年〇月〇日	
50株 7%	てんどう 天童 審楨			〇〇年〇月〇日	

使用人新旧対照表

新		旧		変更年月日	就任 退任 の別
役職名	(ふりがな) 氏名	役職名	(ふりがな) 氏名		
寒河江支店長	さがえ 寒河江 ちえり			〇〇年〇月〇 日	就任

(5) 優良産廃処理業者認定関係書類

誓約書記入例

誓 約 書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

従前の許可年月日の始期 から 処理業の許可更新申請日まで

○○年○○月○○日から ○○年○○月○○日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

一致すること。

○○年○○月○○日

住 所 山形県○○市○○町○丁目○番地○号

名 称 株式会社○×環境

代表取締役 紅 花子

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の取り消し（法第12条の7第10項）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項（法第19条の10第1項において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項（法第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項）

記入例

(山形県及び山形県内市町村に対する納税義務、社会保険料・労働保険料の納付義務又は山形県内において不動産に係る納税義務がない場合に提出する書類)

県民税等に関する申告書

山形県知事 吉村 美栄子 殿

当社(私)は、下記の事項について、納税及び納付の滞納がないことを申告します。

記

- 1 山形県及び山形県内市町村に対する納税義務がないこと。
- 2 山形県内においては、社会保険料及び労働保険料について納付義務がないこと。
- 3 山形県内において不動産(不動産取得税、固定資産税)に係る納税義務がないこと。
(※ 該当する番号を「○」で囲むこと。)

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

名 称 株式会社〇×環境

代表取締役 紅 花子

(6) 様式（データ）の入手方法

各種申請に関する様式は山形県のホームページ「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」

https://www.pref.yamagata.jp/050010/kurashi/kankyo/haikibutsu/waste_recycle_info_top.html から入手できます（マイクロソフトワードファイル）。

検索の方法

山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）

- 組織別一覧
- 環境エネルギー部
- 循環型社会推進課
- 「廃棄物・リサイクル総合情報サイト」
- 廃棄物関係申請・届出様式ダウンロードページ

※ 検索サイトで検索する場合は、「山形県、廃棄物」で検索

また、PDFファイルで様式の入手を希望される方は e-Gov 法令検索（<https://laws.e-gov.go.jp/>）から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」を検索することで入手できます。

(7) 産業廃棄物処理業関係手続きの窓口・問合せ先

村山総合支庁保健福祉環境部環境課

〒990-2492 山形県山形市鉄砲町2-19-68
TEL 023-621-8421 FAX 023-621-8428

最上総合支庁保健福祉環境部環境課

〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上 2034
TEL 0233-29-1287 FAX 0233-23-2620

置賜総合支庁保健福祉環境部環境課

〒992-0012 山形県米沢市金池7-1-50
TEL 0238-26-6034 FAX 0238-26-6037

庄内総合支庁保健福祉環境部環境課

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
TEL 0235-66-4914 FAX 0235-66-4749

環境エネルギー部循環型社会推進課（山形県内に事業所が無い場合）

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1
TEL 023-630-2323 FAX 023-625-7991

法人の場合

- ・ 産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- ・ 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第6号) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第8号) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第10号)														
	(2) <input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 収集運搬業</td> <td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 処 分 業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画</td> <td><input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等</td> <td><input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要</td> <td><input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画</td> <td><input type="checkbox"/> エ 最終処分場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要</td> <td><input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等	<input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要	<input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> エ 最終処分場	<input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画		<input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要
<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業														
<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画														
<input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等														
<input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要														
<input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> エ 最終処分場														
<input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画														
	<input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 写真※8 <input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真※8 <input type="checkbox"/> 付近見取図※7 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※7※8 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※8 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書） <input type="checkbox"/> 付近見取図※7 <input type="checkbox"/> 写真※8 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※7※8 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※8 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設（保管施設を含む）に関する書類														
※3	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図）※9 <input type="checkbox"/> 設計計算書（仕様書、能力計算書）※9 <input type="checkbox"/> 付近見取図※7※9 <input type="checkbox"/> 写真※8 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※7※8 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※8 <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(7) <input type="checkbox"/> 容器等の写真※8														
※3	(8) <input type="checkbox"/> 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(9) <input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）														
	(10) <input type="checkbox"/> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
※6 ※11	(11) 直前3年の各事業年度における次の書類 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"><input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表</td> <td rowspan="3" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">} に関する書類</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法人税の納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※8</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	} に関する書類	<input type="checkbox"/> 法人税の納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※8	<input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。										
<input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	} に関する書類														
<input type="checkbox"/> 法人税の納付済額を証する書類（納税証明書（その1））※8															
<input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。															
※6	(12) <input type="checkbox"/> 申請法人の定款（原本証明あり）又は寄附行為※10、※11 <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※8														
※5	(13) 役員（取締役、監査役、相談役、顧問等）に関する書類 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"><input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">} に関する書類</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類	<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8											
<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類														
<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8															
※5	(14) 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主 出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 } に関する書類 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"><input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">} に関する書類</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8 (これらの者が法人である場合には、<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※8</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類	<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8 (これらの者が法人である場合には、 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※8											
<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類														
<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8 (これらの者が法人である場合には、 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※8															
※5	(15) 使用人に関する書類（政令で定める使用人がある場合） <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"><input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">} に関する書類</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類	<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8											
<input type="checkbox"/> 住民票の写し※8（本籍の記載のあるもの）	} に関する書類														
<input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※8															
※5	(16) 誓約書 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;"><input type="checkbox"/> 法人用誓約書</td> <td rowspan="2" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">} に関する書類</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 法人用誓約書	} に関する書類												
<input type="checkbox"/> 法人用誓約書	} に関する書類														
※4		(17) <input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）													

※1 : 変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。

変更ある場合は、変更届の提出（変更後10日以内又は法人で登記事項証明書が必要な場合は30日以内）が必要です。

※2 : 収集運搬業の場合のみ。

※3 : 処分業の場合のみ。

※4 : 新規申請の場合は不要。

※5 : 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）

※6 : 直前事業年度の有価証券報告書（証券取引法第24条第1項）でも可

※7 : 該当する部分を図示すること ※8 : 3ヶ月以内のものであること。

※9 : 産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。

※10 : 優良認定業者であり、かつ更新申請の場合は省略可能。

※11 : 優良認定業者であり、かつ変更申請の場合は省略可能。

個人の場合

- 産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第6号) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第8号) <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第10号)														
	(2) <input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 収集運搬業</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処 分 業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画</td> <td><input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等</td> <td><input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要</td> <td><input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画</td> <td><input type="checkbox"/> エ 最終処分場</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要</td> <td><input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等	<input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要	<input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> エ 最終処分場	<input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画		<input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要
<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業														
<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> ア 事業の全体計画														
<input type="checkbox"/> イ 収集運搬する産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> イ 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等														
<input type="checkbox"/> ウ 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> ウ 処分施設の概要														
<input type="checkbox"/> エ 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> エ 最終処分場														
<input type="checkbox"/> オ 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> オ 処分業務の具体的な計画														
	<input type="checkbox"/> ハ 環境保全措置の概要														
※1	(3) 運搬車両に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 写真※7 <input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し														
※1	(4) 駐車施設に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 写真※7 <input type="checkbox"/> 付近見取図※6 <input type="checkbox"/> 公団（字限図）※6※7 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※7 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類														
※2	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書） <input type="checkbox"/> 写真※7 <input type="checkbox"/> 付近見取図※6 <input type="checkbox"/> 公団（字限図）※6※7 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※7 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(6) 処理施設（保管施設を含む）に関する書類														
※3	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図）※8 <input type="checkbox"/> 設計計算書（仕様書、能力計算書）※8 <input type="checkbox"/> 写真※7 <input type="checkbox"/> 付近見取図※6※8 <input type="checkbox"/> 公団（字限図）※6※7 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書※7 <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等														
※1	(7) <input type="checkbox"/> 容器等の写真※7														
※3	(8) <input type="checkbox"/> 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類														
	(9) <input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）														
	(10) <input type="checkbox"/> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類														
	(11) <input type="checkbox"/> 資産に関する調書（銀行の残高証明書及び資産証明書） <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の納付済額を証する書類（所得税の納税証明書（その1））※7 ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。														
※5	(12) 申請者に関する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し※7（本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(13) 法定代理人に関する書類（申請者が未成年である場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し※7（本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(14) 使用人に関する書類（政令で定める使用人がある場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し※7（本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 社内管理組織図 <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書※7														
※5	(15) 誓約書 <input type="checkbox"/> 個人用誓約書														
※4	(16) <input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）														

※1：変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。

変更ある場合は、変更届の提出（変更後10日以内）が必要です。

※2：収集運搬業の場合のみ。

※3：処分業の場合のみ。

※4：新規申請の場合は不要。

※5：先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）

※6：該当する部分を図示すること。

※7：3ヶ月以内のものであること。

※8：産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。

法人の場合		・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む） ・ 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請															
	(1)	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第12号) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第14号) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第16号)															
	(2)	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 収集運搬業</td><td style="width: 50%; padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処分業</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事業の全体計画</td><td><input type="checkbox"/> 事業の全体計画</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等</td><td><input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 運搬施設の概要</td><td><input type="checkbox"/> 処分施設の概要</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画</td><td><input type="checkbox"/> 最終処分場</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要</td><td><input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画</td></tr> <tr> <td></td><td><input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要</td></tr> </table>		<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処分業	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等	<input type="checkbox"/> 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> 処分施設の概要	<input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> 最終処分場	<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画		<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要
<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処分業																
<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画																
<input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等																
<input type="checkbox"/> 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> 処分施設の概要																
<input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> 最終処分場																
<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画																
	<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要																
※1	(3)	運搬車両に関する書類															
※2		<input type="checkbox"/> 写真 ^{*9} <input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し															
※1	(4)	駐車施設に関する書類															
※2		<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 写真 ^{*9} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*7} <input type="checkbox"/> 公団（字限図） ^{*8*9} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*9} <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※1	(5)	積替え保管施設に関する書類															
※2		<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書） <input type="checkbox"/> 写真 ^{*9} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*8} <input type="checkbox"/> 公団（字限図） ^{*8*9} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*9} <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※1	(6)	処理施設（保管施設を含む）に関する書類															
※3		<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ^{*10} <input type="checkbox"/> 設計計算書（仕様書、能力計算書） ^{*10} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*8*10} <input type="checkbox"/> 写真 ^{*9} <input type="checkbox"/> 公団（字限図） ^{*8*9} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*9} <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※3	(7)	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類															
※1	(8)	<input type="checkbox"/> 容器等の写真 ^{*8}															
※3	(9)	<input type="checkbox"/> 処分後の特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類															
	(10)	<input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し） <input type="checkbox"/> 運転者の名簿 ^{*5} <input type="checkbox"/> 運転者全員の知識及び技能を有することを説明する書類（講習会修了証の写し） ^{*5} <input type="checkbox"/> 毎年の研修計画 ^{*5}															
※3	(11)	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類															
	(12)	<input type="checkbox"/> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類															
※7 ※12	(13)	直前3年の各事業年度における次の書類 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 <input type="checkbox"/> 法人税の納付済額を証する書類（納税証明書（その1）） ^{*9} <input type="checkbox"/> 法人税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、 中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。															
※7	(14)	<input type="checkbox"/> 申請法人の定款(原本証明あり)又は寄附行為 ^{*11、*12} <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ^{*9}															
※6	(15)	役員（取締役、監査役、相談役、顧問等）に関する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*9} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*9}															
※6	(16)	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主 出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者 } に関する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*9} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*9} （これらの者が法人である場合には、 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ^{*9} ）															
※6	(17)	使用者に関する書類（政令で定める使用者がある場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*9} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 社内管理組織図 <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*9}															
※6	(18)	<input type="checkbox"/> 法人用誓約書															
※4	(19)	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）															
※5	(20)	<input type="checkbox"/> 運搬容器の構造図 <input type="checkbox"/> 連絡設備(GPS、電話、無線等)の概要 <input type="checkbox"/> 応急設備又は器具の概要															
※1 : 変更ない場合に限り省略することができる。この場合、 <u>変更ない旨</u> を記載した書類を提出すること。																	
変更ある場合は、変更届の提出（変更後10日以内又は法人で登記事項証明書が必要な場合は30日以内）が必要です。																	
※2 : 収集運搬業の場合のみ。																	
※4 : 新規申請の場合は不要。																	
※6 : 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）																	
※7 : 直前事業年度の有価証券報告書（証券取引法第24条第1項）でも可。																	
※8 : 該当する部分を図示すること。																	
※9 : 3ヶ月以内のものであること。																	
※10 : 産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。																	
※11 : 優良認定業者であり、かつ更新申請の場合は省略可能。																	
※12 : 優良認定業者であり、かつ変更申請の場合は省略可能。																	

個人の場合

- 特別管理産業廃棄物処理業の許可申請（更新含む）
- 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請

	(1) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第12号) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (様式第14号) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (様式第16号)															
	(2) <input type="checkbox"/> 事業計画の概要を記載した書類															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 収集運搬業</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処 分 業</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 事業の全体計画</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 事業の全体計画</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 運搬施設の概要</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処分施設の概要</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 最終処分場</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要</td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等	<input type="checkbox"/> 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> 処分施設の概要	<input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> 最終処分場	<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画		<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要
<input type="checkbox"/> 収集運搬業	<input type="checkbox"/> 処 分 業															
<input type="checkbox"/> 事業の全体計画	<input type="checkbox"/> 事業の全体計画															
<input type="checkbox"/> 収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等	<input type="checkbox"/> 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等															
<input type="checkbox"/> 運搬施設の概要	<input type="checkbox"/> 処分施設の概要															
<input type="checkbox"/> 収集運搬業務の具体的な計画	<input type="checkbox"/> 最終処分場															
<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要	<input type="checkbox"/> 処分業務の具体的な計画															
	<input type="checkbox"/> 環境保全措置の概要															
※1	(3) 運搬車両に関する書類															
※2	<input type="checkbox"/> 写真 ^{*7} <input type="checkbox"/> 車検証の写し <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し															
※1	(4) 駐車施設に関する書類															
※2	<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 写真 ^{*8} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*7} <input type="checkbox"/> 公図（字限図） ^{*7*8} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*8} <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※1	(5) 積替え保管施設に関する書類															
※2	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書） <input type="checkbox"/> 写真 ^{*8} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*7} <input type="checkbox"/> 公図（字限図） ^{*7*8} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*8} <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※1	(6) 処理施設（保管施設を含む）に関する書類															
※3	<input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） ^{*9} <input type="checkbox"/> 設計計算書（仕様書、能力計算書） ^{*9} <input type="checkbox"/> 付近見取図 ^{*7} <input type="checkbox"/> 写真 ^{*8} <input type="checkbox"/> 公図（字限図） ^{*7*8} <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書 ^{*8} <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを証する書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等															
※3	(7) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類															
※1	(8) <input type="checkbox"/> 容器等の写真 ^{*8}															
※3	(9) <input type="checkbox"/> 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類															
	(10) <input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し） <input type="checkbox"/> 運転者の名簿 ^{*5} <input type="checkbox"/> 運転者全員の知識及び技能を有することを説明する書類（講習会修了証の写し） ^{*5}															
※3	(11) <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類															
	(12) <input type="checkbox"/> 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類															
	(13) <input type="checkbox"/> 資産に関する調書（銀行の残高証明書及び資産証明書） <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の納付すべき額を証する書類（確定申告書の写し（税務署に提出したことが分かるもの）） <input type="checkbox"/> 直前3年の所得税の納付済額を証する書類（所得税の納税証明書（その1）） ^{*8} ※経理的基礎の有無に係る判断は、これらの書類を国の通知に基づき審査します。 これらの書類で判断ができない場合は追加書類として、経営改善計画書の提出を求める場合や、中小企業診断士による診断書等の提出を求める場合があります。															
※6	(14) 申請者に関する書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*8} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*8}															
※6	(15) 法定代理人に関する書類（申請者が未成年である場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*8} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*8}															
※6	(16) 使用人に関する書類（政令で定める使用人がある場合） <input type="checkbox"/> 住民票の写し ^{*8} （本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 社内管理組織図 <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ^{*8}															
※6	(17) <input type="checkbox"/> 個人用誓約書															
※4	(18) <input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）															
※5	(19) <input type="checkbox"/> 運搬容器の構造図 <input type="checkbox"/> 連絡設備(GPS、電話、無線等)の概要 <input type="checkbox"/> 応急設備又は器具の概要															
※1	※1 : 変更ない場合に限り省略することができる。この場合、変更ない旨を記載した書類を提出すること。 変更ある場合は、変更届の提出（変更後10日以内）が必要です。															
※2	※2 : 収集運搬業の場合のみ。															
※3	※3 : 処分業の場合のみ。															
※4	※4 : 新規申請の場合は不要。															
※5	※5 : PCB廃棄物の収集運搬業のみ。															
※6	※6 : 先行許可証の提出によって省略可。（ただし、山形県知事発行のものに限る。）															
※7	※7 : 該当する部分を図示すること。															
※8	※8 : 3ヶ月以内のものであること。															
※9	※9 : 産業廃棄物処理施設設置許可を受けている場合は不要。															

・ 産業廃棄物処理業変更届・廃止届

産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第11号）

変更事項	添付書類	
<input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）	
<input type="checkbox"/> 氏名又は名称	<p>法人の場合</p> <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 <input type="checkbox"/> 申請法人の定款又は寄附行為（名称の変更の場合） <p>個人の場合</p> <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し※2（本籍の記載のあるもの）	
<input type="checkbox"/> 業務を行う役員 (取締役、監査役、相談役、顧問等) <input type="checkbox"/> 政令で定める使用人 <input type="checkbox"/> 株主（出資者） <input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）（代表者を変更する場合） <input type="checkbox"/> 誓約書（新任者がいる場合に限る。届出者が法人の場合は、法人用を使用すること） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（新任者のもの）※2（本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（新任者のもの）※2 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2（役員の変更で記載内容に変更がある場合） <input type="checkbox"/> 株主（出資者）が法人の場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 <input type="checkbox"/> 社内管理組織図（使用人の変更の場合） <input type="checkbox"/> 法定代理人であることを証する書類（法定代理人の変更の場合） <input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）※3	
<input type="checkbox"/> 事務所及び事業場の所在地	<input type="checkbox"/> 変更後の事務所及び事業場の付近見取図※1	
<input type="checkbox"/> 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	<input type="checkbox"/> 運搬車両	<input type="checkbox"/> 運搬車両の写真※2（新規の分） <input type="checkbox"/> 車検証の写し（新規の分） <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）
	<input type="checkbox"/> 駐車施設	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真※2 <input type="checkbox"/> 付近見取図※1 <input type="checkbox"/> 土地、建物の登記事項証明書※2 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※1※2 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等
	<input type="checkbox"/> 処理施設 (保管施設を含む)	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本） <input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） <input type="checkbox"/> 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 <input type="checkbox"/> 付近見取図※1 <input type="checkbox"/> 土地、建物の登記事項証明書※2 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※1※2 <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを示す書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等
	<input type="checkbox"/> 積替え保管施設	
<input type="checkbox"/> 積替え許可の有無	<input type="checkbox"/> 山形市の許可証の写し	
<input type="checkbox"/> 事業の廃止	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）	

※1：該当する部分を図示すること。

※2：3ヶ月以内のものであること。

※3：変更がある場合。

・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届・廃止届

特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（様式第17号）

変更事項	添付書類	
	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）	
□ 住所	法人の場合 <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 <input type="checkbox"/> 申請法人の定款又は寄附行為（名称の変更の場合）	
□ 氏名又は名称	個人の場合 <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し又は外国人登録証明書の写し※2（本籍の記載のあるもの）	
□ 業務を行う役員 (取締役、監査役、会計参与、会計監査人、相談役、顧問) □ 政令で定める使用人 □ 株主（出資者） □ 法定代理人	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）（代表者を変更する場合） <input type="checkbox"/> 誓約書（新任者がいる場合に限る。届出者が法人の場合は、法人用を使用すること） <input type="checkbox"/> 住民票の写し（新任者のもの）※2（本籍の記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（新任者のもの）※2 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2（役員の変更で記載内容に変更がある場合） <input type="checkbox"/> 株主（出資者）が法人の場合、その法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※2 <input type="checkbox"/> 社内管理組織図（使用人の変更の場合） <input type="checkbox"/> 法定代理人であることを証する書類（法定代理人の変更の場合） <input type="checkbox"/> 当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類（講習会修了証の写し）※3	
□ 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者	<input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者について、知識及び技能を有することを証する書類	
□ 事務所及び事業場の所在地	<input type="checkbox"/> 変更後の事務所及び事業場の付近見取図※1	
□ 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模	□ 運搬車輛	<input type="checkbox"/> 運搬車両の写真※2（新規の分） <input type="checkbox"/> 車検証の写し（新規の分） <input type="checkbox"/> 借用している場合は使用承諾書等の写し（新規の分）
	□ 駐車施設	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真※2 <input type="checkbox"/> 付近見取図※1 <input type="checkbox"/> 土地、建物の登記事項証明書※2 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※1※2 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等
	□ 処理施設 (保管施設を含む) □ 積替え保管施設	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本） <input type="checkbox"/> 図面（平面図、立面図、断面図、構造図） <input type="checkbox"/> 設計計算書（容量計算書、仕様書、能力計算書） <input type="checkbox"/> 写真（全景、建物内部）（場所の表示を含む）※2 <input type="checkbox"/> 付近見取図※1 <input type="checkbox"/> 土地、建物の登記事項証明書※2 <input type="checkbox"/> 公図（字限図）※1※2 <input type="checkbox"/> 処理施設の所有権を有することを示す書類 <input type="checkbox"/> 借用している場合は賃貸契約書等
□ 積替え許可の有無	<input type="checkbox"/> 山形市の許可証の写し	
□ 事業の廃止	<input type="checkbox"/> 現在交付されている許可証（原本）	

※1：該当する部分を図示すること。

※2：3ヶ月以内のものであること。

※3：変更がある場合。

11 欠格要件該当チェックシート

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号に規定する欠格要件

令和8年1月5日現在

チェック欄	具体的な内容
	<p>イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</p> <p>ロ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ないもの</p> <p>ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
	<p>ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
	<p>ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの处分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）</p>
	<p>ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの处分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
	<p>ト ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの</p>
	<p>チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>
	<p>ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p>
	<p>ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの</p>
	<p>ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p>
	<p>ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの</p>
	<p>ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>
注1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができないものとは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの	
注2) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの	
<p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 繙続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>	
注3) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	

優良認定申請書類チェックシート

N O.	申 請 書 類	申 請 書 類 の 詳 細	チ ケ ッ ク 欄
			優 良 認 定
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	誓約書	<input type="checkbox"/>
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	インターネットでの情報公開状況に関する書類	<input type="checkbox"/>
		情報の公表年月日を確認できる書類	<input type="checkbox"/>
		所定の更新頻度で更新していることを確認できる書類	<input type="checkbox"/>
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	ISO14001 認定証又はエコアクション21 認定証の写し	<input type="checkbox"/>
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	電子マニフェストシステム加入証の写し（(公財)日本産業廃棄物処理振興センター交付のもの）	<input type="checkbox"/>
5	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	【国税及び地方消費税】税務署長が交付する納税証明書又はその写し等	<input type="checkbox"/>
		【山形県民税、事業税及び不動産取得税】県が交付する納税証明書又はその写し等	<input type="checkbox"/>
		【市町村税】市町村長が交付する納税証明書又はその写し等	<input type="checkbox"/>
		【社会保険料】年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し等	<input type="checkbox"/>
		【労働保険料】地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等	<input type="checkbox"/>
		(【県民税等に関する申告書】山形県及び山形県内市町村に対する納税義務、社会保険料・労働保険料の納付義務又は山形県内において不動産に係る納税義務がない場合に提出。)	(<input type="checkbox"/>)

(注) 山形県において、現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に添付したものについては、提出は不要である。

※ 優良認定の詳細については、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」

(環境省HP : <https://www.env.go.jp/content/900534155.pdf>) を参照してください。